

● 障害児支援の概要

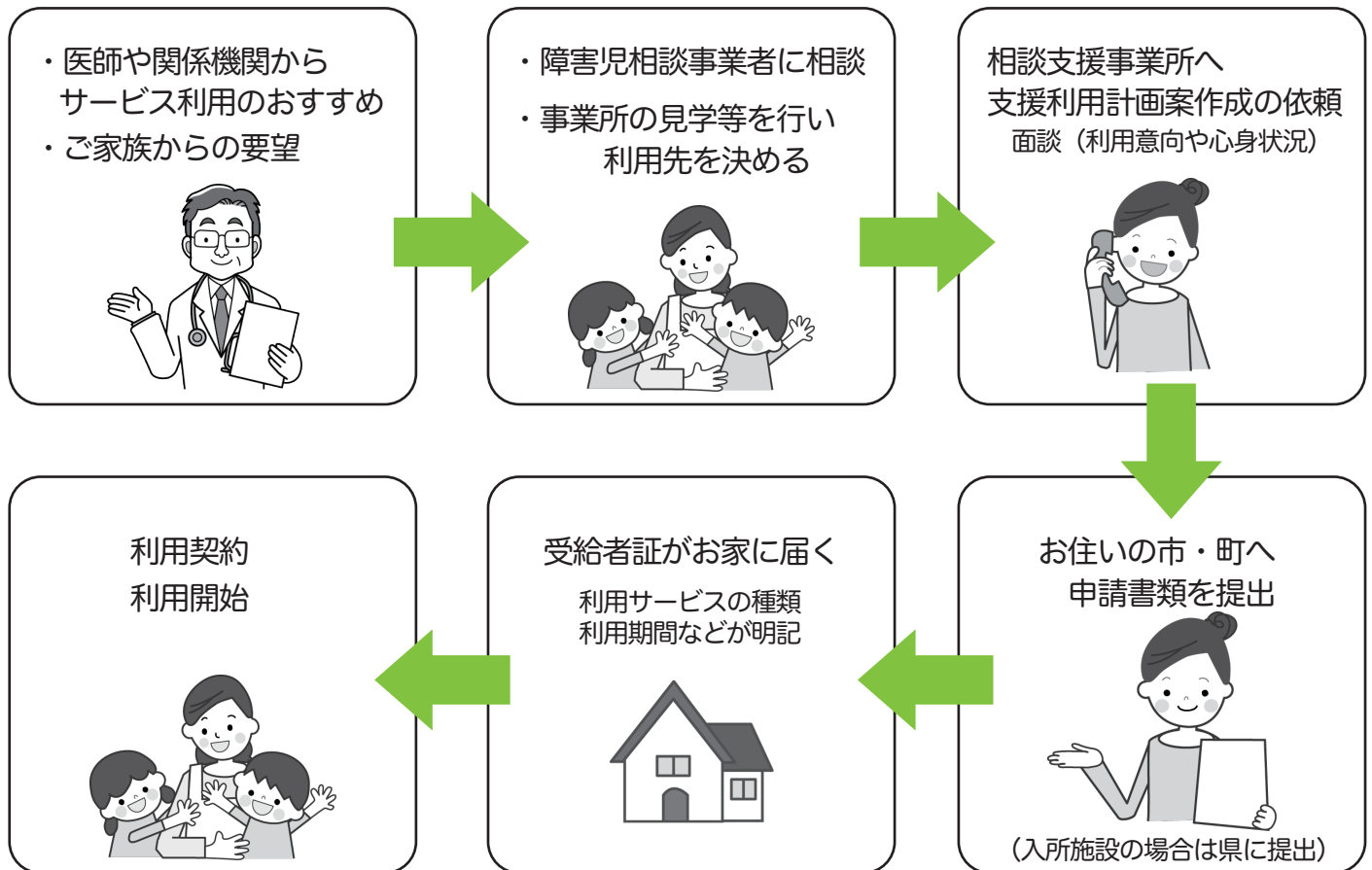
サービスを利用する場合には申請が必要です。

児童福祉法に基づく障害児の通所サービスを、「障害児通所支援」といいます。
入所の場合は「障害児入所支援」といいます。

通所サービスの手続き



障害児通所支援は、障害児相談支援事業者（市町が指定）が作成した支援利用計画に基づき市町が支給決定を行います。



サービス名	内 容	ページ
児童発達支援	身体・知的・精神に障害のある児童（発達障害児も含む）に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知的技能の付与及び、集団生活への適応訓練を実施します。	15.16 17
放課後等デイサービス	就学している障害児を対象に、放課後や休日において、生活能力向上のための訓練等を継続的に実施します。	16.17 18.19
保育所等訪問支援	保育所や、児童が集団生活を営む施設に通う障害児に対し、その施設を訪問し、集団生活適応のための訓練等、障害児本人に対する支援や、支援方法の指導等、訪問先施設のスタッフに対する支援を行います。	15